

鈴鹿市訓令第9号

庁 中 一 般
出 先 機 関

鈴鹿市公用文に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年10月28日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市公用文に関する規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市公用文に関する規程（平成23年鈴鹿市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項第1号ウ中「示すように改正する」を「示すように改める」に改める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。